

○厚生労働省告示第十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1の1中(183)を(185)とし、(123)から(182)までを(125)から(184)までとし、(122)を(123)とし、その次に次のように加える。

(124) デノスマグ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(121)を(122)とし、(93)から(120)までを(94)から(121)までとし、(92)の次に次のように加える。

(93) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン